

定額自動送金サービス規定

(令和5年10月1日現在)

1. この規定の取引にかかる契約の成立

当行は、お客さまからこの規定の取引にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引にかかる契約が成立するものとします。

2. 定額自動送金サービス（以下「本サービス」という）は、申込者本人（以下「依頼人」という）があらかじめ指定した振込日に、依頼人名義の預金口座（以下「申込口座」という）から振込金額を引落とし、指定の預金口座（以下「振込口座」という）に振込むものとします。

3. 本サービスにより振込を行う場合には、依頼人は別に定める当行の手数料一覧で定める手数料（消費税等を含む）を、申込口座から自動引落としにより支払うものとします。

なお、当行の手数料一覧で定める手数料に改定があった場合は、改定日以降は新手数料を適用するものとします。

4. 指定した振込日の前日に申込口座の残高が振込依頼金額と手数料の合算額に満たない場合は、その月の振込は取り止めるものとし、その際依頼人に対し特段の連絡は行わないものとします。

5. 申込口座からの振込金額および手数料の引落としにあたっては、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、当座勘定規定にかかわらず通帳および払戻請求書または当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。

6. 本サービスによる振込金額および手数料に係わる領収証等の発行は行わないものとします。

ただし、法人ならびに個人事業主のお客さまを対象として、インボイス制度に対応した「各種手数料口座振替済のお知らせ」を交付するものとします。

7. 本サービスの取扱い期間中に振込口座、振込金額等の届け出内容に変更が生じた場合は、当行の申込口座のある本支店にただちに届け出るものとします。

8. 振込口座が解約済等の事由により振込できない場合および残高不足の理由により本サービスが度々不能になる等、取扱いの継続に疑義が生じた場合は、依頼人に通知する事なく本サービスを解除する場合があります。

9. 本サービスの取扱いについて、万一紛議が生じても当行に責のあるものを除き一切の責任を負わないものとします。

10. 本サービスは「振込終了年月」の到来により自動的に解除されます。

11. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上